

(AC2) 土木学会論説委員会規則

平成20年1月18日	制 定
平成20年6月20日	一部改正
平成23年11月18日	〃
平成24年5月11日	〃
2023年5月12日	〃

(目的)

第1条 論説委員会は、社会に対する土木技術者の責務として、土木工学、土木技術者、社会基盤整備、地球環境、防災、技術者教育、建設産業等のあり方や関連する諸問題解決の基本的方向性、さらに土木技術者の倫理・社会規範に関わる重大な問題等に関する情報や意見を社会に対して論説・オピニオンとして発信することを目的とする。

(論説・オピニオンの種類)

第2条 論説・オピニオンは、委員会論説（委員会としての論説）、委員論説、依頼論説、一般投稿論説とし、各論説は次のとおりとする。

- (1) 委員会論説は委員会で発議し、委員会での討議の上委員長の責任で発表する。
- (2) 委員論説は論説委員が執筆する。
- (3) 依頼論説は委員会が依頼した論説委員以外の識者が執筆する。
- (4) 一般投稿論説は一定期間の公募による。

(活動)

第3条 委員会は、次の活動を行う。

- (1) 論説・オピニオンを定期的に発信するために必要な企画・論説の審議。
- (2) 論説・オピニオンの執筆、審議および発信。
- (3) 発表した論説・オピニオンの広報ならびに内容を実効有らしめるために必要な関連する業務。

(構成)

第4条 組織は、委員会および委員会の業務を補佐する幹事会で構成する。また、委員会は、必要に応じて期間を指定して小委員会等を設置できる。

2 委員会の構成員は、委員長1名、委員兼幹事長1名、委員20名以内、幹事12名以内とする。委員会の委員を論説委員と称する。

3 役職者の業務は次のとおりとする。

- (1) 委員長は委員会を代表し、委員会活動を総括する。
- (2) 幹事長は幹事会を代表し、幹事会活動を総括する。また委員長に事故あるとき又は欠けたるときは、委員長の職務を代行する。
- (3) 小委員会等には委員長を置くことができる。委員の人数は必要最小限とする。

(委員長・委員等の選出方法と任期)

第5条 委員長・委員等の選出方法は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、企画部門主査理事が指名する。
- (2) 委員は、会員の中から委員長が選任する。ただし委員長の判断により会員以外からの選任を行うことができる。
- (3) 幹事長は、委員の中から委員長が選任する。
- (4) 小委員長・分科会主査は、委員長が選任する。

2 委員長・委員の任期は2年とし、留任を認める。また、委員・幹事はそれぞれ半数交代を原

則とする。

(委員会の運営)

第6条 委員会は、委員長が招集する。また、委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見を徴し、委員会の開催に代えることができる。

第7条 幹事会は幹事長が必要に応じて招集する。

(事務局)

第8条 土木学会事務局の担当部署は、会員・企画課とする。

(規則の変更)

第9条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則 (平成20年1月18日 理事会議決) この内規は、平成20年1月18日から施行する。

附則 (平成20年6月20日 理事会議決) この変更内規は、平成20年6月20日から施行する。

附則 (平成23年11月18日 理事会議決) 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。

附則 (平成24年5月11日 理事会議決) この変更規則は、平成24年4月16日から施行する。

附則 (2023年5月12日 理事会議決) この変更規則は、2023年5月12日から施行する。